

民生委員・児童委員の選任にあたって

1 法定要件

民生委員法第6条に定められるもので、次のことが要件になります。

- (1) 鳥取市市議会の議員の選挙権を有すること。

具体的には、満18歳以上の日本国民であって、引き続き3ヶ月以上鳥取市内に住所を有し、公職選挙法等に定められた欠格条項に該当しないことをいいます。

- (2) 人格識見高く、広く社会の実情に通じていること。
- (3) 社会福祉の増進に熱意のあること。
- (4) 児童委員としても適任であること。

2 通知等で定められる要件

厚生労働省通知等に定められるもので、選任にあたって留意する必要があるものです。

- (1) 職務上知り得た秘密を守ることができること。

3 主任児童委員

民生委員・児童委員の中から、専ら児童に関する事項を担当する委員として指名されます。各地区に2名の主任児童委員が配置されます。

児童福祉関係機関と児童委員（区域を担当する民生委員・児童委員）との窓口となり、児童福祉分野を中心に活動します。